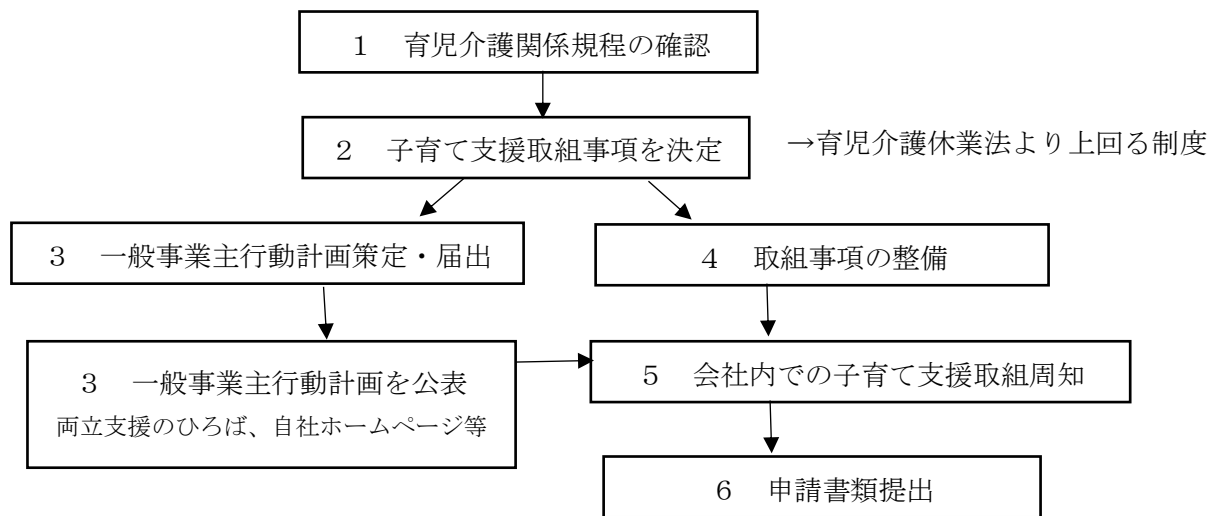


「いわて子育てにやさしい企業等」認証申請手続きについて

手続きについては、次のとおりの流れとなります。



【申請までの手続き】

1 会社の規則等を確認

会社の育児介護関係を定めている規則等が、育児・介護休業法に沿ったものとなっているかを確認します。法に沿っていない場合は改正を行ってください。

2 子育て支援に関する取組事項を決定

会社が子育て支援として取り組む事項を決めます。次の（１）から（７）までのいずれか一つ以上の項目について取り組みます。

- （１）育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度
- （２）育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度
- （３）育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間短縮の措置（①～⑧に該当するもの）
 - ①短時間勤務制度
 - ②フレックスタイム制度
 - ③始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ制度
 - ④所定外労働をさせない制度
 - ⑤託児施設の設置運営
 - ⑥子育てサービス利用費援助
 - ⑦職場等における搾乳や授乳のための環境の整備
 - ⑧その他（具体的に）
- （４）出産や子育てによる退職者についての再雇用制度
- （５）所定外労働の削減のための措置
- （６）年次有給休暇の取得の促進のための措置
- （７）従業員が望む妊娠・出産を実現するための休暇制度等の措置（不妊治療等）

3 一般事業主行動計画の策定及び届出

一般事業主行動計画※を策定し、岩手労働局雇用環境・均等室に届け出ます。届け出後は「両

立支援のひろば」や自社ホームページ等で計画を公表します。

※一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

この制度は労働局（国の機関）が担当しています。行動計画策定に当たっては、計画の内容が認定基準に合致するかどうか、あらかじめ岩手労働局に相談することをお勧めします。

岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階

TEL:019-604-30110 FAX:019-652-7782

ホームページ(「一般事業主行動計画策定」で検索)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

4 取組事項の整備

上記2で取り組むこととした項目を就業規則又は育児介護に関する規程に盛り込む、若しくは労働者の代表等と労働協約を締結してください。

5 会社内での子育て支援周知等

次のいずれかについて取り組む(両方取り組んでもOK)こととし、会社内に周知してください。

(1) 会社の代表者による仕事と子育ての両立への応援宣言

子育て応援宣言例を添付していますので、参考としてください。(上記2で取り組むこととした内容を中心に記載するようにしてください。)

社員に対し、応援宣言している写真や、社内に宣言したものを掲示している写真なども撮影してください。

(2) 企業内子育て支援推進員の配置

子育て支援推進員を配置する場合は、誰を任命したかが分かる書類を作成してください。(辞令書や組織図等)

6 申請書類提出

全て書類が整ったら、二戸保健福祉環境センターに書類を提出します。

【提出書類】

- 「いわて子育てにやさしい企業等」認証申請書(様式第1号)
- 企業概要が分かるもの(社名、代表者、所在地、事業内容、設立、従業員数、会社沿革等)
- 労働局に届出をした一般事業主行動計画策定届の写し
- 就業規則、育児介護に関する規程、労働協約等、取組内容が規定されている書類の写し
- 企業等代表者が従業員に対し、仕事と子育て両立への応援宣言を行ったことが分かるもの(宣言時の写真、宣言書のコピー等)、又は子育て支援推進員を配置したことが分かる書類。

「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度については、岩手県のホームページに掲載しています。

ホームページ「いわて子育てにやさしい企業等」で御検索ください。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html>